

県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

- 一般入居用 (抽選のみ)
 抽選後落選の場合登録する。
 (登録できる世帯のみ)
 登録入居 (登録できる世帯のみ)

申込者の確認欄

年 月 日

- 申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
 世帯収入が基準内である。
 住宅に困っている。(裏面に詳細記入)
 申込者に県税の滞納がない。
 連帯保証人を立てることができる。
 持家(申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの)がない。
 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

申込住宅	住宅名	棟・号	住宅分類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。

暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申込者	住所	〒□□□□-□□□□		
	ふりがな		電話番号	携帯 () - () - ()
	氏名			自宅・勤務先・その他 ()

		ふりがな 氏名	続柄	年齢	生年月日	障害	その他
世帯構成	申込者	-----	本人 (申込者)		大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦
	同居しようとする親族	-----			大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦
		-----			大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦
		-----			大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦
		-----			大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦
		-----			大・昭・平・令 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> ひとり親 <input type="checkbox"/> 寡婦

単身申込	<input type="checkbox"/> 30歳以上 <input type="checkbox"/> 障害者 <input type="checkbox"/> 戦傷病者 <input type="checkbox"/> 原爆被爆者 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者等 <input type="checkbox"/> 引揚者 <input type="checkbox"/> ハンセン病 <input type="checkbox"/> 配偶者等からの暴力被害者 <input type="checkbox"/> 犯罪被害者等 <input type="checkbox"/> 香川おもいやりネットワーク事業参画法人から支援を受けている者
------	--

裁量階層世帯	1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯 3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯 6 ハンセン病世帯 7 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者が属する世帯
--------	--

- 備考
- 該当する項目の□にレ印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
 - 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。
 - その他の欄は、公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号)第1条第3号へに規定する「寡婦」又は同号トに規定する「ひとり親」に該当する場合、該当する項目の□にレ印を記入してください。
 - 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

住宅困窮状況等

- 1 県営住宅の申込みの理由（住宅困窮状況）は何ですか。（複数回答可）
あてはまる記号を○で囲み、オに該当するときは〔 〕に申込みの理由を記入してください。
- ア 他の世帯との同居により著しく生活上の不便を来している。
 - イ 同居を必然とする親族（夫婦及び未成年の子）と別居している。
 - ウ 収入と比べて、著しく高額な家賃を支払っている。
 - エ 正当な事由により、家主などから住宅の明渡しを求められているが立ち退き先がない。
 - オ その他
- 〔

〕

- 2 現在住んでいる住宅の種類はどれですか。
- ア 持家（所有者氏名
（処分する場合はその理由
 - イ 民間借家アパート（契約者氏名
（月額家賃
退去を求められている場合はその理由
 - ウ その他（住宅名
（契約者氏名
（月額家賃
- （

）
（

）
（

）

登録入居について

表面で「抽選後落選の場合登録する」又は「登録入居」に☑をした方は、次の該当する項目に○を付けてください。

- 1 60歳以上の方のみ又は60歳以上の方とその配偶者若しくは18歳未満の親族で構成される世帯
- 2 障害のある方がいる世帯
- 3 母子世帯
- 4 父子世帯
- 5 15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもがいる世帯
- 6 18歳未満の子どもが3人以上いる世帯
- 7 配偶者等からの暴力被害者（世帯）
- 8 犯罪被害者等の世帯（配偶者等からの暴力被害者（世帯）を除く。）
- 9 社会福祉協議会支援世帯

- *上記の世帯に該当する方は、登録順に入居する登録入居に随時申込みことができます。
- *すぐに登録される方は表面の「登録入居」だけにレ印を、一般入居の抽選で落選した場合に登録される方は「抽選後落選の場合登録する」だけにレ印をしてください。登録すると次回以降の抽選には参加できません。参加した場合はその登録を抹消します。抽選か登録のどちらか一方の選択となります。
- *登録入居は団地を指定できますが、棟や部屋番号は指定できません。団地によっては、1年以上順番を待っている方がいます。
- *申込みされた内容をもとに入居資格の本審査を行います。その内容や資格を証明する書類を別途提出してもらうこともあります。その時点の審査の結果、入居資格が認められない場合があります。
- *入居手続きの内容に虚偽があったことが判明したときは、当該県営住宅の入居の許可を取消し、明渡しを請求します。
- *登録入居を申込みされる方は「登録入居申込書」31 ページも同時に提出してください。